

阿南保年第400号  
平成23年1月21日

市内医療機関各位

阿南市長 岩浅 嘉仁

### こどもの医療費受給者証の取り扱いについて

平素は、国民健康保険事業並びにこどもの医療費助成事業にご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、このたび、こどもの医療費助成制度を拡充し、平成23年4月診療分から従来の小学校3年次修了まで助成していたものを小学校6年次修了まで助成することといたしました。

なお、徳島県の助成対象は「0歳から小学校3年生まで」でありますので、4年生・5年生・6年生については全額市が負担することになります。

従いまして、新たに藤色の「受給者証」を作成し4年生から6年生の方に利用してもらうこととなります。

変更点、注意点につきましては、以下のとおりですが、特に現在3年生の方が4年生になるまでの間は、間違っって前の受給者証を持参される保護者の方がおいでる可能性がありますので、受給者証の有効期限に注意してお取り扱いくださいますようお願いいたします。

### 記

- 1 平成23年4月診療分から使用する4年生・5年生・6年生を対象とした受給者証(藤色・公費番号47)を新しく利用できるよう追加発行いたします。
- 2 小学校3年生は現在有効期限が1月末までの受給者証(ピンク色・公費番号45・48)を持たれているので、有効期限が3月31日までのピンク色(公費番号45・48)の新しい受給者証を送付し、その後に4年生から使用する有効期限が小学校6年生修了までの受給者証(藤色・公費番号47)を送付いたします。

※ 受給者証の有効期限を御確認ください。上記2の場合に、間違っって前の受給者証を持参される方がおいでる可能性が有ります。このような場合はお手数ですが、ご本人に確認いただくか、保険年金課へお問い合わせください。

お問合せ先 22-1118 阿南市保険年金課

## こどもの医療費助成制度の概要

阿南市に住所がある0歳から小学校6年生修了（12歳に達した最初の3月末日）までの保険診療の自己負担額（一部負担金）や入院時食事代の自己負担額（標準負担額）を助成する制度です。

### ◎受診するとき病院等へ提出するもの（県内の病院等に限る）

保険証・受給者証

年 齢	0～2歳児	3～6歳児	7歳児～小学3年	小学4年～小学6年
受給者証	アイボリー色	ピンク色	ピンク色	藤 色

3歳、7歳及び小学校4年生になりますと受給者証が変わりますが、新たに作成し、有効期限までにお送りしますので、ご確認の上、御使用ください。手続きは不要です。

柔道整復師による施術を受ける場合、保険診療の自己負担額（一部負担金）の受領委任払を利用するため、印鑑を持参してください。

### ◎払い戻しの対象となるもの

1. 県外の保険医療機関で受診されたとき
  2. 出生又は転入の日から乳幼児等医療受給手続終了日までに受診されたとき
  3. コルセットなど療養費払いの対象となる治療を受けたとき
  4. 入院時食事療養費の自己負担金を支払ったとき
- 1～4の手続きに必要なもの→内容のわかる領収書・受給者名義の預金通帳・受給者証・保険証・印鑑

高額療養費に該当する場合は、加入している健康保険に高額療養費の払い戻し手続き後、支給決定通知を御持参の上、申請してください。入院時の室料の差額分などの保険診療に含まれないものは、この制度の対象になりません。

### ◎届出が必要なとき

1. 加入している健康保険が変わったとき
2. こどもの住所が変わったとき
3. こどもや受給者の氏名が変わったとき
4. 受給者証を汚したり、紛失したとき



問い合わせ 保険年金課 ☎22-1118